

東芝グループ 積立年金制度

拠出型企業年金保険(Ⅱ)

パンフレット 契約概要 注意喚起情報



申込締切日

令和8年6月15日(月)

積立開始日

令和8年8月1日

以前に当制度に加入され、現在、年金受給中・年金受給権取得の繰延中の方は新規加入できません。

積立年金制度は、

掛金を在職中に給与および賞与から天引で一定額を払い込み、その積立金を原資として退職後の資金

積立年金制度の4つのポイント

POINT ① セカンドライフの 資金準備を充実

退職後の生活に向け、計画的な資産形成が可能です。
掛金のお払い込みは在職中に完了します。



POINT ② 一般生命保険料 控除の対象

保険料が一般生命保険料控除の対象となります。^{※1}
保険料とは掛金より運営事務費を除いた金額です。



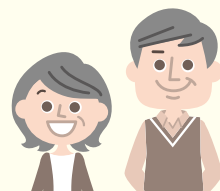
POINT ③ 年2回の払出しが 可能(減口払出し)

掛金払込期間中に災害や結婚などの理由で、まとまった資金が必要なとき、脱退することなく積立金残高から一部を払出しすることができます。(4ページ参照)^{※2}



POINT ④ 選べる年金受取 コース

ライフプランに合わせて、多彩なコースの中から選択できます。



※1 上記のお取り扱いとは令和7年12月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。
詳しくは13ページ「税法上の取扱」をお読みください。

※2 短期間での払出しの場合、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛金払込累計額を下回ることがあります。
詳しくは11ページ「5.積立金(年金原資、脱退一時金額)・年金月額について」をお読みください。

各種手続き・ご案内について

新規・変更

- 新規加入・内容変更をご希望の方はwebサービス「TISCOT」よりお申し込み手続きください。
※新規加入・内容変更は年1回募集時のみ可能です。
※63歳以上の方は紙でのお手続きのみとなります。
- 既加入の方で現在の加入内容の変更を希望しない場合はお申し込み手続きは不要です。
自動継続となります。
- 加入者証は募集終了後、7月下旬にwebサービス「TISCOT」よりご確認ください。

減口払出し

- 減口払出しをご希望の方はwebサービス「TISCOT」よりお手続きください。
※払出しは年2回のみ可能です。
詳しくは4ページ「減口払出し」をお読みください。

残高通知

- webサービス「TISCOT」より積立金残高をご確認いただけます。
※更新時期:年1回3月中旬(前年11月30日時点)

※TISCOTがご利用いただけない場合は、総務担当からのご案内に沿ってお手続きください。



準備を充実させるためのものです。



契約概要

この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。加入（増口）前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、お申し込みの際には、必ず「注意喚起情報」をあわせてお読みください。

商品名称

拠出型企業年金保険(Ⅱ)・拠出型企業年金保険(Ⅱ) 遺族年金特約

加入資格

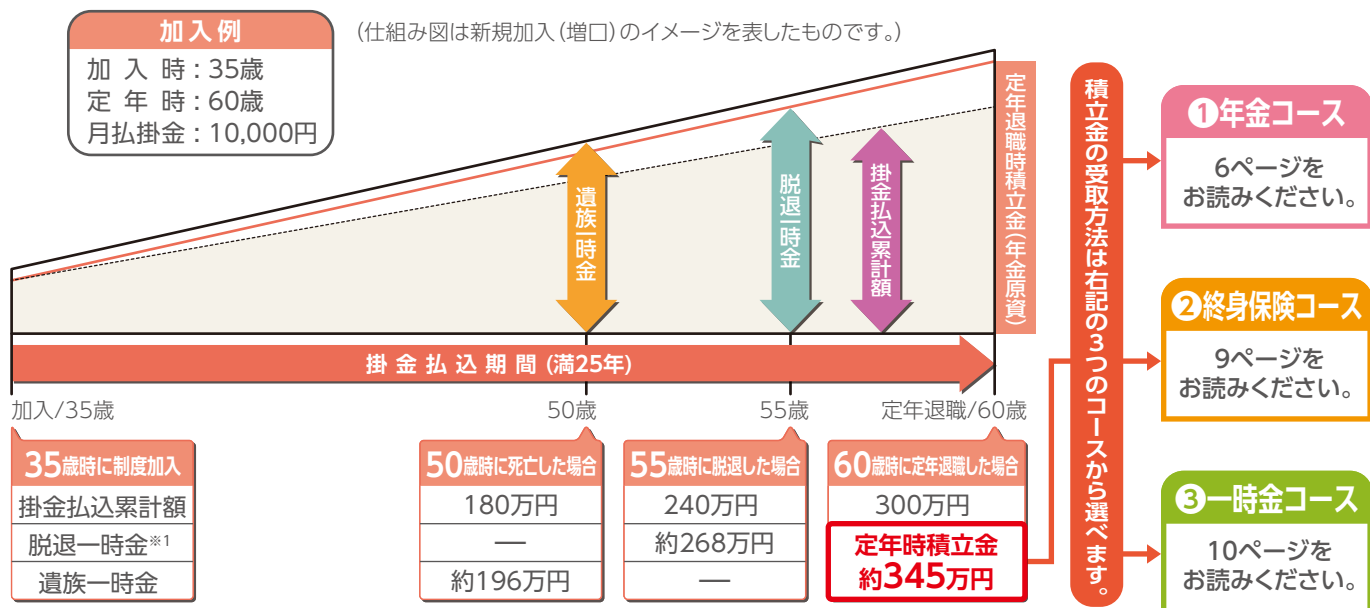
加入日現在、満15歳以上の方で、払込満了日（役員を除いて満65歳に達した日の属する月の末日）までの期間が2年以上ある東芝グループ各社の役員・正規従業員・常勤の有給嘱託者で、給与引去り可能な方（出向者は出向元会社での加入となります）。なお、退職・退会等により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。以前に当制度に加入され、現在、年金受給中・年金受給権取得の繰延中の方は新規加入できません。

商品の特徴

- 拠出型企業年金保険(Ⅱ)は、東芝福寿会を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。
- 自助努力による資産形成や老後生活資金を準備するために在職中に掛金を払い込み、掛金払込満了後に給付金を受け取れます。
- 掛金払込期間中に死亡された場合には、死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金（月払掛金と賞与払（半年払）掛金のそれぞれ1回分）が加算された金額を受け取れます。

仕組み図

数値の計算条件の詳細は、5ページ「給付額試算表（脱退一時金）」、2ページ「仕組み図」の数値について】をお読みください。



（注）積立金・脱退一時金・遺族一時金は加入時点では確定しておらず、ご加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更等により、実際の受取額は変動（増減）します。

加入（増口）年月日や加入期間によっては、積立金が掛金払込累計額を下回ることがあります。

詳しくは11ページ「5. 積立金（年金原資、脱退一時金額）・年金月額について」をお読みください。

●在職中の脱退・死亡の場合

事由	給付金	給付内容	受取人※2
脱退	脱退一時金※1	年金受給権取得日前（掛金払込期間中）に脱退された場合には、脱退日時点の積立金を一時金で受け取れます。	加入者
死亡	遺族一時金	年金受給権取得日前（掛金払込期間中）に加入者が死亡された場合、死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金（月払掛金の1回分）を加算した額を受け取れます。賞与払（半年払）に加入の場合は、賞与払（半年払）掛金の1回分の給付金も加算されます。	継続受取人※3

※1 脱退一時金につきましては、全ての必要書類が整っていること、脱退日が到来していること、および脱退当月迄の掛金のお払い込みが第一生命保険株式会社に確認できた後に受け取りいただけます。

※2 加入者が任意に受取人を変更することはできません。また、遺言により受取人を変更することもできません（労働基準法施行規則第43条第2項に規定される遺言の取り扱いを除きます）。

※3 継続受取人とは、労働基準法施行規則第42条から第45条までに規定されるご遺族を指します。

積立年金制度の概要

積立方法

◎掛金は加入者負担とします。

1. 月払

1口1,000円単位で、2口以上200口(2,000円～200,000円)まで設定できます。

●月払掛金より運営事務費(※1)、遺族年金特約保険料(※2)並びに引受保険会社の保険事務費(※3)を除いた額が積立金に充当されます。

2. 賞与払(半年払)

1口1,000円単位で、5口以上1,000口(5,000円～1,000,000円)まで設定できます。

ただし、賞与払(半年払)のみの加入はできません。月払の加入が必要です。

●賞与払(半年払)掛金より運営事務費(※1)、遺族年金特約保険料(※2)並びに引受保険会社の保険事務費(※3)を除いた額が積立金に充当されます。

3. 一括払

1口10,000円単位で、1口以上3,000口(10,000円～30,000,000円)まで設定できます。また、累計積立限度は3,000口(3,000万円)となります。ただし、一括払のみの加入はできません。月払の加入が必要です。

●一括払掛金より運営事務費(※1)と引受保険会社の保険事務費(※3)を除いた額が積立金に充当されます。

4. 退職時一括払

1口10,000円単位で、1口以上3,000口(10,000円～30,000,000円)まで設定できます。ただし、確定年金を選択する場合は、退職時(年金受給権の取得を繰延べたときは繰延選択時)の積立金額と3,000万円のどちらか小さい方を限度とします。また、退職時一括払のみの加入はできません。在職時に月払の加入が必要です。

●退職時一括払保険料より引受保険会社の保険事務費(※3)を除いた額が積立金に充当されます。退職時一括払を検討される場合、東芝保険サービス(株)へご相談ください。

●退職時にのみお取り扱いします。繰延をする場合も、退職時にのみお取り扱いします。

お払い込み後の一定期間において、掛金(月払・賞与払(半年払)・一括払)・退職時一括払保険料に相当する積立金は、掛金(月払・賞与払(半年払)・一括払)・退職時一括払保険料を下回ります。

(※1) 運営事務費：月払掛金額の0.2%、賞与払(半年払)掛金額の0.1%、一括払掛金額の0.03%

(※2) 遺族年金特約保険料：月払掛金額の0.1%、賞与払(半年払)掛金額の0.598%

(※3) 保険事務費：月払掛金、賞与払(半年払)掛金、一括払掛金より運営事務費を除いた額と退職時一括払保険料のそれぞれ約0.006%と決算時の積立金の約0.107%

掛金払込中止

●次の7つの事由のいずれかに該当した場合に限り、加入者からの申し出により掛金払込中止が可能です。

(1)災害 (2)疾病・障害 (3)住宅の取得 (4)教育 (5)結婚 (6)債務の弁済 (7)その他 掛金のお払い込みに支障のある場合 払込再開を希望される場合、再開の申し出をいただくか募集期間中(毎年6月)に再開される金額をお申し込みください。

なお、中止部分の積立金は中止時には払い出さず積み立てておきます。

●月払掛金が給与引取り不能の場合また賞与払(半年払)掛金が賞与引取り不能の場合、自動的に当月の掛金払込が中止となります。翌月給与または次回賞与の引取りは自動的に再開されます。

積立開始日

1. 月払

●加入・変更日：年1回8月1日

●掛金払込方法：8月より毎月の給与から引去ります。

2. 賞与払(半年払)

●加入・変更日：年1回12月1日

●掛金払込方法：12月・翌年6月または7月の賞与から引去ります。

※賞与払(半年払)については、脱退された場合、その時点で脱退日以降の期間分に対応する保険料精算は行わずに給付金として受け取りいただきます。

3. 一括払

●加入日：年1回8月1日

●送金方法

一括払のお申し込みをされますと7月下旬頃に東芝保険サービス(株)よりお振り込みのご案内をいたします。ご案内にしたがってお手続きください。

※お申し込みされた金額は、お振り込み時に変更できません。

※振込手数料は加入者負担となります。

※振込期限は8月25日(25日が銀行定休日の場合はその前営業日)です。

※必ず加入者本人の名義でお振り込みください。

【ご注意事項】

加入・変更後、3ヶ月連続で初回保険料のご入金がない場合には、加入・変更のお申し込みは取消とさせていただきます。

払込満了日

- 正規従業員・常勤の有給嘱託者：満65歳に達した日の属する月の末日
- 役員：満70歳に達した日の属する月の末日

積立金残高

webサービス「TISCOT」より積立金残高をご確認いただけます。
更新時期：年1回3月中旬（前年11月30日時点）

減口払出し

- 次の6つの事由のいずれかに該当した場合に限り減口払出しが可能です。ただし、お払い込みいただく掛金額は変更されません。
(1) 災害 (2) 疾病・障害 (3) 住宅の取得 (4) 教育 (5) 結婚 (6) 債務の弁済
- webサービス「TISCOT」よりお手続きください。
- 年2回（2月（上旬）手続きで3月払・8月（上旬）手続きで9月払）に限り減口払出しが可能です。ただし制度加入後、短期間での払出しの場合、積立金の額が掛金払込累計額を下回ることがあります。詳しくは11ページ「5. 積立金（年金原資、脱退一時金額）・年金額について」をお読みください。
- 払出し最低額は1口10,000円単位とし、10口以上となります。
- 送金手数料はかかりません。
- お支払通知書は第一生命（事務幹事会社）より現在居住の住所へ直送されます。

減口払出し受付期間中にwebサービス「TISCOT」でご確認いただける「保険料払込累計額」および「積立金残高」は、3月払出しが11月30日時点、9月払出しが5月31日時点の概算額となりますので、いずれも実際のお支払時点の金額とは異なることがあります。

利率

積立金は、各引受保険会社の予定利率および引受割合にもとづき運用されます（令和7年12月1日時点の予定利率 年1.25%（将来変動する可能性があります））。

※ 予定利率は金利水準の低下、その他著しい経済変動など予見し得ない事情により変更することがあります。詳しくは12ページ「7. 基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更について」をお読みください。

※ 予定利率は保険料（掛金から運営事務費を除いたもの）のうち、引受保険会社の保険事務費等を控除した額に対する利率であり、払い込んだ掛金額に対する利率ではありません。**予定利率は預金等の利回りとは異なります。**

配当金

毎年配当金は、それぞれの支払時期の前年度の決算実績等により決定します。**決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。**

- ・ 年金受給権取得前の配当金は、全額が積立金の増額に充当されます。
なお、年度途中で脱退された場合（死亡による脱退も含む）はその年の配当金はありません。
- ・ 年金受給権取得後の配当金は、全額が年金の増額に充当されます。
- ・ 配当金は一時金受取できません。

引受保険会社

この保険は保険料の払込割合および給付の負担割合を引受割合とする共同取扱契約であり、各引受保険会社は各社の引受割合に応じて保険契約上の責任を連帯することなく負います（給付の負担割合は、引受保険会社の積立金の割合によって決まりますので、保険料の払込割合と相違する場合があります）。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。また、事務幹事会社は各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。

- 引受保険会社および保険料の払込割合（令和7年12月1日時点）
第一生命保険株式会社（50.2%） 【事務幹事会社】東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL:03-3216-1211（大代表）
日本生命保険相互会社（41.5%） 明治安田生命保険相互会社（7.8%） 住友生命保険相互会社（0.5%）

契約内容の変更等に関する事項

この拋出型企業年金保険契約においては、加入者の加入状況またはご契約者の福利厚生制度等の変更により、将来、保険契約の内容が変更されることまたは継続できないことがあります（加入者数が10名未満となった場合、この契約は継続できないことがあります）。

契約概要

給付額試算表（脱退一時金）

積立金は加入時点では確定しておらず、変動（増減）します。

●月払（給与控除年12回）

掛金1万円の場合			
加入年数	掛金払込累計額	保険料累計額	積立金 (年金原資・脱退一時金額)
1年	120,000円	119,760円	約120,200円
2	240,000円	239,520円	約241,800円
3	360,000円	359,280円	約364,800円
4	480,000円	479,040円	約489,200円
5	600,000円	598,800円	約615,100円
10	1,200,000円	1,197,600円	約1,266,200円
15	1,800,000円	1,796,400円	約1,955,600円
20	2,400,000円	2,395,200円	約2,685,500円
25	3,000,000円	2,994,000円	約3,458,100円
30	3,600,000円	3,592,800円	約4,276,200円

●賞与払（半年払）（賞与控除年2回）

掛金1万円の場合			
加入年数	掛金払込累計額	保険料累計額	積立金 (年金原資・脱退一時金額)
1年	20,000円	19,980円	約19,900円
2	40,000円	39,960円	約40,100円
3	60,000円	59,940円	約60,600円
4	80,000円	79,920円	約81,300円
5	100,000円	99,900円	約102,200円
10	200,000円	199,800円	約210,600円
15	300,000円	299,700円	約325,300円
20	400,000円	399,600円	約446,700円
25	500,000円	499,500円	約575,300円
30	600,000円	599,400円	約711,400円

●一括払

掛金100万円の場合	
加入年数	積立金(年金原資・脱退一時金額)
1年	約1,009,900円
2	約1,021,400円
3	約1,033,100円
4	約1,044,900円
5	約1,056,800円
10	約1,118,600円
15	約1,184,200円
20	約1,253,600円
25	約1,327,100円
30	約1,404,900円

【「給付額試算表(脱退一時金)」、2ページ「仕組み図」の数値について】

- 仕組み図・給付額試算表の数値は、加入日に新規加入される方の給付額、または増口される方の増口部分に相当する給付額を試算したものであり、次の条件で計算しています。加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率(予定利率・予定事業費率等)の変更等により、条件が変動した場合には、数値は増減することがあり、実際の受取額をお約束するものではありません。
 - (1)東芝グループ全体で加入口数合計が常に月払は31万7,000口、賞与払(半年払)は79万4,000口、一括払は9万1,000口を共に維持し、加入者全員の保険料が所定の払込期日までに入金されていることが、給付額計算の前提条件となります。
 - (2)配当金は加算していません。
 - (3)掛金とは、加入者ご自身がお申し込みされる金額です。詳しくは3ページ「積立方法」、「積立開始日」をご確認ください。
 - (4)保険料は、掛金より運営事務費(月払掛金額の0.2%、賞与払(半年払)掛金額の0.1%、一括払掛金額の0.03%)を除いた金額です。
 - (5)積立金は、加入日における引受保険会社の基礎率(予定利率・予定事業費率等)(令和7年12月1日時点)および引受割合にもとづき計算しています。詳しくは4ページ「利率」をご確認ください。
 - (6)保険料から遺族年金特約の保険料と引受保険会社の保険事務費を除いた額が積立金に充当されます。
- 加入(増口)年月日や加入期間によっては、積立金が掛金払込累計額を下回ることがあります。

受取方法

1 年金コース (年金として受け取る場合)

対象者

- ・払込満了日(役員を除いて満65歳に達した日の属する月の末日)に達した方。
- ・満46歳以上で払込満了日に達する前に死亡以外の事由で退職された方。

年金開始時期・年金受給権取得の繰延

払込満了日に達した日、および満46歳以上で払込満了日に達する前に死亡以外の事由で退職された日の翌月1日より、年金受給権を取得します。なお、年金受給権の取得は1年単位で最長10年までの間で繰延べることができ、繰延期間中は利息を付けて繰延べます。繰延べる場合には「東芝グループ積立年金制度 年金受給権繰延申請書」のご提出が必要です。繰延の際、積立金の一部を繰延べすることはできません。繰延期間終了2か月前に第一生命(事務幹事会社)より案内が送付され、その時点で年金コースまたは一時金コースの選択をしていただきます。なお、繰延期間確定後の繰延期間変更・繰延期間終了後の再繰延・繰延期間中の掛金のお払い込み・減口払出し・9ページ終身保険コースの選択はできません。

受取人

加入者

(注) 加入者が任意に受取人を変更することはできません。また、遺言により受取人を変更することもできません(労働基準法施行規則第43条第2項に規定される遺言の取り扱いは除きます)。

年金受取方法

年金は3か月分まとめて、年4回(2月、5月、8月、11月の各20日)前月までの分を指定口座で受け取れます(20日が土・日・祝日の場合はその直前の営業日に受け取りいただきます)。ただし、年金開始時点の年金月額が1万円未満になる受取タイプは選択できません。年金月額が1万円以上になる受取タイプを選択いただくか、年金の受け取りに代えて、一時金で受け取りいただきます。

年金受取期間

退職時に7ページ「年金コース受取9つのタイプ」①～⑨から1つだけ選べ、すべてのタイプで最長10年まで年金開始時期を繰延べることができます。

保険会社の選択

年金受給権取得時に積立金(年金原資)の委託先を引受保険会社の中から1社お選びいただけます。ただし、年金の支払事務は事務幹事会社が行います。

年金の種類

5年確定年金・10年確定年金

- 年金開始日以降、5年確定年金では5年間、10年確定年金では10年間、加入者の生存・死亡にかかわらず、年金を受け取れます。
- 加入者が年金受取期間中に一時金での受け取りを希望された場合には、残余期間に対応する年金現価を受け取れます。
- 加入者が年金受取期間中に死亡された場合、継続受取人(※)は残余期間中、年金を受け取るか、年金に代えて残余期間に対応する年金現価を一時金で受け取れます。

15年保証終身年金

- 年金開始日以降、保証期間中(15年間)は加入者の生存・死亡にかかわらず、年金を受け取れます。
保証期間経過後は加入者が生存されている限り年金を受け取れます。
- 加入者が保証期間中に一時金での受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価を受け取れます。この場合、保証期間経過後、加入者が生存されているときは、年金の受け取りが再開されます。ただし、年金再開後は一時金での受け取りはできません。
- 加入者が保証期間中に死亡された場合、継続受取人(※)は残余保証期間中、年金を受け取るか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金で受け取れます。

(注) 加入者が死亡された時期によっては、受取累計額が掛金払込累計額・年金原資(積立金)を下回ることがあります。

配偶者年金付10年保証終身年金・配偶者年金付15年保証終身年金

- 年金開始日以降、保証期間中(10年間または15年間)は加入者および配偶者の生存・死亡にかかわらず、年金を受け取れます。保証期間経過後は加入者または配偶者が生存されている限り年金を受け取れます。
- 保証期間中に一時金での受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価を受け取れます。この場合、保証期間経過後、加入者または配偶者が生存されているときは、年金の受け取りが再開されます。ただし、年金再開後は一時金での受け取りはできません。
- 加入者が保証期間中に死亡された場合、配偶者が生存されているときは配偶者、死亡されているときは継続受取人(※)が残余保証期間中、年金を受け取るか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金で受け取れます。なお、配偶者は、民法上の婚姻関係にある者として扱います。
- 配偶者が保証期間経過後、受け取る年金月額は、以下のとおりです。
 - ・加入者が保証期間中に死亡された場合は、保証期間終了時の年金月額の6割の金額
 - ・加入者が保証期間経過後に死亡された場合は、加入者死亡時の年金月額の6割の金額

(注) 加入者および配偶者が死亡された時期によっては、受取累計額が掛金払込累計額・年金原資(積立金)を下回ることがあります。

(※) 継続受取人とは、労働基準法施行規則第42条から第45条までに規定されるご遺族を指します。

契約概要

年金コース受取9つのタイプ

定年時積立金 約345万円の場合の受取(例) 以下の数値は2ページ「加入例」に記載した条件の場合の数値です。
年金月額額は加入時点では確定しておらず、変動(増減)します。

(イメージ)

		年金の場合の給付期間および給付額							(表示金額は年金月額です)	
		60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳	90歳		
1	5年 確定年金	約58,820円							加入者の生存・死亡にかかわらず 5年間	
		5年繰延 約62,590円								
		10年繰延 約66,600円								
2	10年 確定年金	約30,320円							加入者の生存・死亡にかかわらず 10年間	
		5年繰延 約32,260円								
		10年繰延 約34,330円								
3	15年保証 終身年金	男性	約14,040円 (終身受給)							15年まで加入者の生存・死亡にかかわらず、16年目以降は、加入者が生存する限り
			5年繰延 約17,090円 (終身受給)							
			10年繰延 約20,520円 (終身受給)							
		女性	約12,410円 (終身受給)							
			5年繰延 約15,230円 (終身受給)							
			10年繰延 約18,770円 (終身受給)							
4	5年確定年金+ 10年確定年金	約40,010円	約20,000円						加入者の生存・死亡にかかわらず、 10年間 (6年目からは、5年目までの1/2の額)	
5	5年確定年金+ 15年保証終身年金	男性	約22,670円	約11,330円 (終身受給)						15年まで加入者の生存・死亡にかかわらず、16年目以降は、加入者が生存する限り (6年目からは、5年目までの1/2の額)
		女性	約20,500円	約10,250円 (終身受給)						
6	10年確定年金+ 15年保証終身年金	男性	約19,200円	約9,600円 (終身受給)						15年まで加入者の生存・死亡にかかわらず、16年目以降は、加入者が生存する限り (11年目からは、10年目までの1/2の額)
		女性	約17,620円	約8,810円 (終身受給)						
7	配偶者年金付 10年保証終身年金	男性	約12,110円	(終身受給)					10年まで加入者および配偶者の生存・死亡にかかわらず、11年目以降は加入者または配偶者が生存する限り(11年目以降加入者死亡の場合は死亡時の6/10の額)	
		女性	約12,100円	(終身受給)						
8	配偶者年金付 15年保証終身年金	男性	約11,980円	(終身受給)					15年まで加入者および配偶者の生存・死亡にかかわらず、16年目以降は加入者または配偶者が生存する限り(16年目以降加入者死亡の場合は死亡時の6/10の額)	
		女性	約12,030円	(終身受給)						
9	配偶者年金付 15年保証終身年金+ 5年確定年金	男性	約19,910円	約9,950円 (終身受給)						15年まで加入者および配偶者の生存・死亡にかかわらず、16年目以降は加入者または配偶者が生存する限り(6年目からは、5年目までの1/2、16年目以降加入者死亡の場合は死亡時の6/10の額)
		女性	約19,980円	約9,990円 (終身受給)						

(注) 加入(増口)年月日や加入期間によっては、積立金が掛金払込累計額を下回ることがあります。

詳しくは11ページ「5. 積立金(年金原資、脱退一時金額)・年金月額について」をお読みください。

(注) 保証終身年金の場合、加入者および配偶者が死亡された時期によっては、受取累計額が掛金払込累計額・年金原資(積立金)を下回ることがあります。

【「年金コース受取9つのタイプ」の数値について】

年金コース受取9つのタイプの数値は、次の条件で計算していますが、実際に受け取りになる金額は変動（増減）することがあり、実際の受取額をお約束するものではありません。

1. 年金月額（③、⑤～⑨）は性別・年金開始年齢により異なります。⑦～⑨は、ご本人が男性の場合は60歳時の配偶者年齢を57歳として、ご本人が女性の場合は60歳時の配偶者年齢を63歳として試算しています。
2. 年金開始時点の年金月額が1万円未満になる受取タイプは選択できません。
3. 東芝グループ全体で加入者数合計が常に月払は31万7,000口、賞与払（半年払）は79万4,000口、一括払は9万1,000口を共に維持し、加入者全員の保険料が所定の払込期日までに入金されていることが、給付額計算の前提条件となります。
4. 配当金は加算していません。
5. 年金月額は、積立金をもとに、事務幹事会社（第一生命）の基礎率（予定利率・予定事業費率等）（令和7年12月1日時点）にもとづき計算しています。年金月額は積立年金制度の加入時点で定まるものではありません。なお、将来受け取りになる年金月額は、積立金（年金原資）をもとに、年金開始時点における予定利率等によって算出されます。

（参考）給付について

ご自身の目的にあった受取方法を選択してください。

1

特定の期間に備えたい方は、**確定年金**がおすすめです。

（例）公的年金受給年齢（65歳など）までの期間に備えたい場合など

（年金受取が終了すると定期的な年金の収入がなくなります）



2

一生涯受け取りたい方は、**保証終身年金**がおすすめです。

（例）長生きに備え、生存の限り受け取りたい場合など

（加入者が死亡された時期によっては、受取累計額が掛金払込累計額・年金原資（積立金）を下回ることがあります。）



3

退職後すぐに資金を活用したい方は、**一時金**がおすすめです。

（例）セカンドライフをスタートする前に住宅ローンを繰上げ返済する場合など
（定期的な年金の収入がなくなります）

4

退職後すぐに資金を必要としない方は、**繰延**がおすすめです。

（例）継続雇用などにより一定の収入がある場合など
（繰延期間終了時に年金・一時金を選択できます。）
（繰延期間中は年金での受け取りはできません。）

2 終身保険コース（「一時払退職後終身保険(62)」に加入する場合）

終身保険コースは、拠出型企業年金保険(Ⅱ)の積立金を、払込満了日または加入2年以上かつ満46歳以上での退職による脱退日の翌日に一時払保険料としてお払い込みいただくことにより一時払退職後終身保険(62)に加入するお取り扱いです。

(注) 被保険者の健康状態等によっては加入いただけないことがあります。

(注) 一時払退職後終身保険(62)のお取り扱いとは将来、変更または廃止となる場合があります。

また同保険の予定利率の改定に伴い、契約者の不利益になることを回避するため、第一生命保険株式会社の定めにより退職時の選択を受付停止・再開する場合があります。

対象者

満65歳で払込満了を迎えた方または加入2年以上かつ満46歳以上で払込満了日に達する前に死亡以外の事由で退職された方。

ただし、一時払退職後終身保険(62)への加入時の年齢が満65歳6か月を超える場合は加入できません。

※年金受給権取得の繰延を行った場合には、終身保険コースを選択できなくなります。

給付内容

一時払退職後終身保険(62)の責任開始日以降に死亡した場合、または責任開始日以降に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態(10ページ別表1参照)に該当した場合に、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

なお、死亡・高度障害保険金が支払われない場合があります(10ページ別表2参照)。

責任開始日

拠出型企業年金保険(Ⅱ)における払込満了日または加入2年以上かつ満46歳以上での退職による脱退日の翌日から責任を開始します。

なお、払込満了日または加入2年以上かつ満46歳以上での脱退日までに申込、入金、告知(診査)のお手続きがなされなかった場合には責任開始日は一時払退職後終身保険(62)普通保険約款の定めに従います。

保険金額

保険金額は拠出型企業年金保険(Ⅱ)の積立金を基準として計算します。保険金額は最低300万円以上最高3,000万円以下の1万円単位です。最高保険金額を超えるお取扱いはできませんので、超過部分に対応する積立金は給付金として年金または一時金でお支払いします。ただし、超過部分が1万円未満の場合は一時金での受け取りとなります。なお、積立金が最低保険金額300万円未満となる場合には、退職時一括払保険料をお払い込みいただき、お申し込みが可能です。

また、一時払退職後終身保険(62)の加入時に退職時一括払保険料を払い込んで、保険金額を上記保険金額の範囲内で増額することができます。

告知または診査の取扱

加入にあたっては健康状態等について告知をしていただきます。なお、保険金額が第一生命保険株式会社所定の金額を超える場合には診査扱いとなります。

(注) 被保険者の健康状態等によっては加入いただけないことがあります。

その他

●解約返戻金

保険期間中に契約を解約された場合、解約までの経過期間に応じた解約返戻金をお支払いします。

解約返戻金が支払われた場合、保険契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

なお、契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、一時払保険料の金額を下回ることがあります。

●契約者配当金

毎年の決算により契約者配当が生じた場合、ご契約後2年目から契約者配当金をお支払いします。契約者配当金は第一生命保険株式会社所定の利率で積み立てられ、保険金・解約返戻金のお支払い時またはご契約者からご請求があった時にお支払いします。なお、契約者配当金は前年度の決算実績等により決定します。したがって、契約者配当金額は毎年変動し、決算実績等によっては支払われないこともあります。

仕組み図



(別表1)

所定の高度障害状態(公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります)

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(別表2)

保険金が支払われない場合

- 責任開始日からその日を含めて1年以内に被保険者が自殺したとき
- 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき、あるいは被保険者の故意により所定の高度障害状態に該当したとき
- 戦争その他の変乱によるとき
- 加入時に被保険者が重要な事実を告知しなかったか、事実でないことを告げ、第一生命保険株式会社が保険契約を解除したとき
- 責任開始日より前に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当したとき

◆詳しくは、重要事項説明書上の「注意喚起情報」、「ご契約のしおりー約款」を必ずお読みください。

加入にあたっては所定の申込書を提出いただきます。なお、一時払退職後終身保険(62)の「ご契約のしおりー約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。なお、この保険は拠出型企業年金保険(Ⅱ)の加入者が退職後に保険契約者および被保険者として第一生命保険株式会社と契約する個人保険契約です。以後保険金等のご請求は団体を経由せず、第一生命保険株式会社へ直接お申し出いただきます。

3 一時金コース(一時金として受け取る場合)

年金コースの年金の受け取りに代えて、年金受給権取得時の積立金を一時金で受け取れます。また、終身保険コースの保険料に充当した後の残額を一時金として受け取れます。

【ご退職時のお手続きについて】(各コース共通)

- ご退職時までに次の書類を総務担当までご請求ください。お届けには2週間ほどかかります。
脱退後は速やかにご提出ください。ご提出がない期間が長引きますと、給付金の受け取り方法はご希望のコース(繰延申請含む)を選択いただけない場合があり、一時金受け取りのみとなる可能性があります。
①「受取方法選択内容のご案内」(積立金・年金月額等を概算にて記載した試算表)
②「東芝グループ積立年金制度 給付金請求書」または「東芝グループ積立年金制度 年金受給権繰延申請書」
- 上記①の「受取方法選択内容のご案内」をご参考にいただき、受取方法をお決めください。受取方法が決まりましたら「東芝グループ積立年金制度 給付金請求書」または「東芝グループ積立年金制度 年金受給権繰延申請書」をご記入いただき総務担当までご提出ください。

ここまでが「契約概要」です。

1. 加入（増口）のお申し込みの撤回等に関する事項（クーリング・オフ制度の適用はありません）

拠出型企業年金保険（Ⅱ）は、団体を保険契約者とする保険契約であり、加入（増口）のお申し込みの撤回（クーリング・オフ）の適用がありません。加入（増口）に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申し込みください。

2. 加入の責任開始期

- 引受保険会社は加入日より責任を開始します。
- 上記保険会社職員・代理店などには保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 年金・一時金をお支払いできない場合

- 継続受取人（※1）または遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させたとき。ただし、その受取人が年金または遺族一時金の一部を受け取るようになっていた場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。なお、継続受取人（※1）または遺族一時金の受取人にお支払いできなかった年金または遺族一時金は、加入者の法定相続人（故意に加入者を死亡させた者は除く）にお支払いすることとなります（年金の場合は、未支払の年金原資をお支払いすることとなります）。
- ご契約者が保険契約を締結するにあたって、また、加入者がこの保険に加入するにあたって詐欺行為があり、この保険契約の全部または一部が取り消しとなったとき。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻ししません。
- ご契約者、加入者、受取人または継続受取人（※1）が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生し、この保険契約の全部または一部を解除したとき。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- この保険契約の存続を困難とする以下の重大な事由（※2）が発生し、この保険契約の全部または一部を解除したとき。重大な事由の発生時以後は年金・一時金をお支払いせず、所定の返戻金をお支払いします。

（※1）継続受取人とは、労働基準法施行規則第42条から第45条までに規定されるご遺族を指します。

（※2）重大な事由とは、以下のとおりです。

- ①ご契約者、年金・一時金の受取人が年金・一時金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で故意に支払事由を発生させたとき（未遂を含みます）。
- ②年金・一時金の請求に関する年金・一時金の受取人または継続受取人の詐欺があったとき（未遂を含みます）。
- ③その他、ご契約者、加入者、年金・一時金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする①②と同様の重大な事由があるとき。

4. 保険料のお払い込みがない場合

加入取消または脱退となることがあります。

（※）保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

5. 積立金（年金原資、脱退一時金額）・年金月額について

- 積立金、年金月額は加入時点では確定しておらず、加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更等により、実際の受取額は変動（増減）します。
 - この保険ではお払い込みいただいた保険料^(※)がそのまま積み立てられるのではなく、遺族年金特約の保険料と引受保険会社の保険事務費が控除された金額が積立金に繰り入れられます。加入（増口）年月日や加入期間によっては、積立金が保険料^(※)払込累計額を下回ることがあります。金額については、5ページ「給付額試算表（脱退一時金）」をご確認ください。
 - 年金月額は、積立金をもとに、年金開始時点における基礎率（予定利率・予定事業費率等）によって計算されます。
- （※）保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

6. 年金・一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項

- 年金・一時金のご請求は、ご契約者経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金の支払事由が生じた場合には、すみやかにご契約者にご連絡いただき、給付金請求書等の必要書類をご契約者にご提出ください。また、年金・一時金の支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、ご契約者にご連絡ください。
- 年金・一時金は受給権取得時の積立金をもとにお支払いしますので、保険会社への必要書類の到着時期により、年金・一時金の原資となる積立金額が変動することはありません。
- 年金・一時金の支払事由が生じた場合、他に加入の契約においても年金・保険金などの支払事由に該当することがありますので、すみやかにご契約者にご連絡ください。

前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
該当箇所を必ずお読みください。

7. 基礎率(予定利率・予定事業費率等)の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など、この契約の締結の際予見し得ない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法にもとづく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで、基礎率(予定利率・予定事業費率等)を変更することがあります。この場合には、変更日の2か月前までにその旨ご契約者に通知いたします。ただし、この場合でもすでに年金受給権を取得している受取人の年金額を減額することはありません。

8. 信用リスク・生命保険契約者保護機構について

- 保険会社の業務または財産の状況変化により、積立金額や年金受給開始時にお約束した年金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
[生命保険契約者保護機構] TEL:03-3286-2820
受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
[(一社)生命保険協会] ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10. 照会窓口

この保険に関する手続きや加入に際してのご相談・お申し出につきましては、東芝保険サービス(株)までお問い合わせください。

税法上の取扱

税務のお取り扱いについては、令和7年12月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

1. 保険料★ 一般生命保険料控除の対象となります。(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)

★月払、賞与払(半年払)および一括払掛金は年間払込額より運営事務費を控除した金額です。

※生命保険料控除税制改正について

平成24年1月1日以降の新契約より、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の改正がありました。ただし、当拠出型企業年金保険契約におきましては、平成23年12月31日以前に契約いただいているため、従来の制度が適用となります。

2. 年金・一時金等

(1) 年金として受け取る場合(6ページ参照) 雑所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。(所得税法第35条)

毎年の雑所得の課税対象額 = (基本年金年額 + 年金開始後の配当により買増された増加年金年額) -

(基本年金年額 × 既払込保険料累計額 / 基本年金受取累計額 (又は見込総額))

年金年額から必要経費を差し引いた金額が25万円以上となる場合は10.21%の所得税(復興特別所得税を含む)を源泉徴収します。よって、年金のお支払額は源泉徴収分を差し引いた金額となります。(所得税法第35条・第207条・第208条・第209条、所得税法施行令第326条)

※平成22年10月より、相続等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務上のお取り扱いが変更されました。

年金に係る雑所得の対象が、「各年の年金収入金額全額」から「各年の年金収入金額のうち、非課税部分を除く部分」に変更されました。

※平成25年1月1日以降に支払われる相続等により取得した生命保険契約等に係る年金については、源泉徴収が不要となりました。(所得税法第209条、所得税法施行令第326条)

より詳しい内容等については、国税庁のホームページをご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

[国税庁] ホームページアドレス <https://www.nta.go.jp/>

(2) 脱退一時金・一部払戻金(減口払出し)として受け取る場合(2~4ページ参照)

一時所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。(所得税法第22条・第34条、所得税法施行令第183条)

〈脱退一時金〉 課税対象額 = (脱退一時金 - 払込保険料累計額 - 特別控除(最高50万円【注】)) × 1/2

〈一部払戻金(減口払出し)〉 課税対象額 = (一部払戻金 - 払込保険料相当額【※】 - 特別控除(最高50万円【注】)) × 1/2

払込保険料相当額【※】 = $\frac{\text{払込保険料累計額} \times \text{一部払戻金}}{\text{積立金残高}}$

【※】払込保険料相当額とは、払込保険料のうち払戻金に相当する部分です。

(3) 遺族一時金および終身保険コースで死亡保険金を受け取る場合(2ページ・9~10ページ参照)

相続税の対象となります。受取人が相続人の場合は所定の非課税枠があります。非課税枠は、他に死亡保険金があった場合には、それらを合算して適用されます。(相続税法第3条・第12条)

(4) 終身保険コース(一時払退職後終身保険(62)に加入)で払い込む保険料(9~10ページ参照)

保険料充当相当額は積立年金制度からの一時金受取となり、一時所得として課税されます。(所得税法第34条)

充当した保険料はその年の一般生命保険料控除の対象となります。(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)

(5) 終身保険コースで高度障害保険金を受け取る場合(9~10ページ参照) 非課税となります。(所得税法施行令第30条)

(6) 終身保険コースで解約返戻金として受け取る場合(9~10ページ参照)

一時所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。(所得税法第22条・第34条、所得税法施行令第183条)

課税対象額 = (解約返戻金 - 払込保険料 - 特別控除(最高50万円【注】)) × 1/2

【注】最高50万円の特別控除については、その年に他に一時所得となるものがあつた場合には、それらを合算して適用されます。(所得税法第22条・第34条、所得税法施行令第183条)

「個人情報の取扱」に関するお知らせ

保険の運営にあたっては、団体(以下、東芝福寿会を指します)および事務代行会社(以下、東芝保険サービス(株)を指します)は、この保険の運営において入手する加入対象者(以下、被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日等)(以下、個人情報)を、この保険契約の適切な運営を目的として、この保険の事務手続きのために利用し、保険契約を締結する生命保険会社(以下、引受保険会社全社を指します)へ提出します。

生命保険会社は、受領した個人情報を次の目的のために利用します。

- ①各種保険契約の引受け・継続・維持管理・給付金等の支払い
- ②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス(※)の案内・提供および契約の維持管理
- ③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス(※)の充実
- ④その他、保険に関連・付随する業務

また、生命保険会社は個人情報を団体および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

事務代行会社は、事務代行会社の業務の遂行に必要な範囲内で、事務代行会社および事務代行会社と取引のある会社の商品またはこれに付帯・関連するサービスをご提案させていただくこともあります。

団体・事務代行会社および引受保険会社は上記の目的の範囲内で個人情報を利用・提供することがあり、その他の目的に利用することはありません。

なお、今後、被保険者に関する個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体・事務代行会社および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後の引受保険会社へ提供されることがあります。

(※)各種商品・サービスの詳細は事務代行会社および引受保険会社のホームページをご確認ください。

〈意向確認のお願い〉

加入（増口）にあたっては、このパンフレット（「契約概要」、「注意喚起情報」）をお読みいただき、契約内容がご自身のご意向（ニーズ）に沿っているか、お申し込み前に必ずご確認（☒チェック）ください。（チェック欄はご自身の確認にご使用ください。ご提出いただく必要はありません。）

確認

☐

積立金、年金月額は加入時点では確定しておらず、変動（増減）し、また、引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更があった場合には、実際の受取額は増減することを確認しました。

確認

☐

加入（増口）年月日や加入期間によっては、積立金（年金原資、脱退一時金額）が掛金払込累計額を下回ることがあることを確認しました。

確認

☐

給付内容・給付額試算表の金額等はご意向（ニーズ）に沿っています。

確認

☐

掛金・掛金払込方法・掛金払込期間はご意向（ニーズ）に沿っています。



上記の確認項目以外にも、「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれ契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項が記載されています。お申し込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。このパンフレット（「契約概要」、「注意喚起情報」）は、お申し込みいただきました後も大切に保管ください。なお、既加入者の方（既にお申し込みいただきました方）においても制度の内容が変更となる場合があるため、常に最新のパンフレットを保管ください。

お手続き方法のご案内・お問い合わせ先

webお手続き方法



東芝保険サービスとお客さまをつなぐ
webサービス「TISCOT」をご利用ください。

東芝保険



検索

<https://www.toshiba.co.jp/tisco/>



※「東芝グループ従業員の皆様へ」バナーから先の、商品ページをご覧くださいには別途ユーザ名とパスワードが必要となります。

ユーザ名 : hoken
パスワード : tisco21

ご自宅のパソコンやスマホでご利用の場合、初回のみ利用登録が必要です。

統一ユーザIDをお持ちの方は社内ネットワークよりご登録いただけます。

社外ネットワークから利用登録される方で仮IDが不明な場合はお問い合わせください。

お問い合わせ先

東芝保険サービス株式会社(事務代行会社)

土日・祝日・弊社休業日を除く、9:00～17:00

0120-1048-11 (外線:044-578-1042)

FAX番号▶0120-402-089

その他ご意見・ご要望▶東芝保険サービス株式会社 お客さま相談室 **0120-994-899**